

報道関係者各位

佐賀県 武雄市役所

## 「佐賀県パートナーシップ宣誓制度」に係る 佐賀県との協定書の締結について

武雄市では基本方針の1つである「人にやさしいまちづくり」に基づき、性の多様性を認め合うことを推進するため、本日、佐賀県と「パートナーシップ宣誓制度の利用に関する協定書」を締結しましたのでお知らせします。

1 協定書の締結日

令和4年6月30日（木）

2 協定書の内容

佐賀県においてパートナーシップ宣誓を行い、パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」といいます。）の交付を受けた当事者が、受領証の提示をもって、本市において利用可能なサービスを受けられるようにするもの。

3 受領証の提示により本市において利用可能なサービス

制度・サービス名	概要	担当課
武雄市営住宅の入居申込み	パートナーシップ宣誓をした二人が現に同居し、又は同居しようとする場合に、市営住宅の入居申込みを可能とする。 ※ ただし、他に収入等の入居要件あり。	建築住宅課 0954-23-9221
軽自動車税種別割の減免	身体障がい等がある同一世帯のパートナーのために使用する軽自動車等について、税の減免を受けることができる。	税務課 0954-23-9220
保育施設及び放課後児童クラブの入所申込み	同一世帯にあり、現に子どもを監護している場合に、保護者として申請（申込み）が可能。	こども未来課 0954-23-9215

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市総務部総務課 TEL 0954-23-9315